保護者の皆様へ

令和５年度就学援助制度について（**市立学校を除く**）

川西市では、義務教育年齢のお子さんがいる世帯で、経済的な理由により、教育に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、その費用の一部を援助します。下記の所得基準額を参考に、該当する方は申請してください。

（以下の条件に該当しない場合は<u>申請不要</u>です。）

１　就学援助を受けることができる方

①世帯の中で所得のある方全員の令和４年分《令和4年1月～令和4年12月》の総所得金額の合計が次の所得基準額以下の方（同一住所居住者は原則世帯人数に含め、所得は合算します。（純損失、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した金額）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	1人増すごとの上乗せ金額
世帯収入額	322万円以下	350万円以下	413万円以下	467万円以下	518万円以下	578万円以下	※参考金額
所得基準額	2,177,000円	2,373,000円	2,869,000円	3,301,000円	3,711,000円	4,191,000円	480,000円

所得確認書類（書類により『年分』と『年度』で表記が異なりますのでご注意ください）

ア　「令和４年分の確定申告書控」…**所得金額の合計欄**
イ　「令和５年度　市･県民税所得･課税証明書」…**合計所得金額欄**
ウ　「令和５年度　市･県民税特別徴収税額の通知書」…**総所得金額欄**

②上記の金額を超えていても、世帯の前年所得合計金額が、認定基準額の倍額以下でありかつ、世帯の本年所得合計金額見込額が前年所得合計額の半額以下である方は、教育総務課までご相談ください。

２　申請手続き

①　当初申請期限
令和５年６月２日（金）１７時必着
（注）６月３日（土）以降に受付した申請は、受付月の翌月からの援助対象となります。

②　添付書類
１. 振込先が確認できる通帳のコピー（申請者は必ず添付してください）
２. <u>令和５年１月１日現在他市町村に住民登録をされていた方</u>は上記ア～ウのいずれかの書類をご提出ください。（川西市に住民登録があった方は不要です）
※所得証明書類につきましては、世帯全員分を令和５年６月２３日（金）までに教育総務課へ提出してください。（郵送可）ただし、１６歳以上で収入がなく、かつ添付書類において扶養であったことが確認できる方は省略できます。）

③　申請方法
令和５年度からオンライン申請を導入しました。
右のQRコードから申請してください。

紙申請を希望される場合は市ホームページから申請書様式をダウンロード又は川西市役所３階教育総務課に設置している申請書にご記入の上、申請してください。（郵送可）

オンライン申請

３　審査結果通知と援助開始月

７月頃に審査結果通知書を発送します。認定された場合は４月分から援助します。
ただし、年度途中に転入し、申請された場合は、異動日の翌月から援助対象となります。

申請期限以降に申請された場合は、随時申請となり受付日の翌月から援助対象となります。
世帯構成の変更等の事情で、審査結果が異動前後で異なる場合は、当月までは異動前の状況、翌月以降は異動後の状況で審査します。

４　援助内容及び支給方法

①　児童生徒１人あたりの支給額（特別支援学校就学者以外は定額支給）
　・小学校　　月額：5,500円
　・中学校　　月額：8,800円

②　支給時期
　年３回に分けて振り込みを予定しています。
　（１回目：８月末、２回目：１２月末、３回目：４月末）

③　支給方法
　申請書に記載された口座に振り込みます。

特別支援学校就学者は、県から支給された特別支援教育就学奨励費年間支給額との差額分を４月末に支給します。
※就学援助費年間支給額＞特別支援教育就学奨励費年間支給額の場合のみ

５　生活保護受給世帯について

生活保護受給中の方は、修学旅行費のみ支給対象です。**小学６年生または中学３年生のお子さまがいる世帯**は、申請書に記入の上、提出願います。

６　注意事項

他市への転出、婚姻等の世帯構成変更等により受給資格に該当しなくなった場合は、異動月までが支給対象となります。申請内容から変更があった場合は必ずご連絡ください。

７　その他

・申請後、以下の場合は届出が必要です。
　〇住所を変更したとき
　〇世帯構成に変更があったとき
　〇振込口座に変更があったとき
　〇保護者が変更になったとき
　〇生活保護の受給を開始したとき
　〇氏名変更したとき　他、何か変更等が発生したとき

８　お問い合わせ・申請先

〒６６６－８５０１　川西市中央町１２番１号
川西市教育委員会事務局　教育総務課　電話：０７２－７４０－１２５６